

証券コード 7462
平成30年6月13日

株 主 各 位

東京都豊島区巣鴨一丁目11番1号

ダイヤ通商株式会社

代表取締役社長 阿 部 匡

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示、ご押印の上、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区巣鴨二丁目12番10号
巣鴨信用金庫研修会館 地下1階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第69期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

※お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、事業報告および計算書類に修正が生じた場合、インターネットの当社ウェブサイト（アドレス<http://www.daiya-tsusho.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度における我が国経済は企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調にあるものの実質賃金の伸び悩みから個人消費は力強さを欠き、海外経済の不確実性に対する懸念や不安定な国際情勢に対する懸念により、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社の主力事業が属する石油業界においては、国内販売はエコカーの普及や節約志向の定着によるガソリン等の構造的な需要減により、当社を取り巻く環境は依然として厳しい経営環境が続いておりますが、当社に関しましては、組織並びに管理体制の見直しや環境に応じた戦略とCSを重視した取り組みにより、販売数量と口銭の確保を最重要課題として油外販売の増強に積極的に取り組んでおります。

サイクルショップ「コギー」では、滞留在庫品の一掃と抑制に着手し、スリム化を図りました。不動産事業では、巣鴨ダイヤビル及び川口ダイヤピアのテナント誘致に努め、安定した家賃収入を得る事を目指しました。

これらの結果、当社の当事業年度の売上高は31億29百万円（前年同期比6.8%増）、営業利益は21百万円（前年同期比34.7%減）、経常利益は17百万円（前年同期比1.2%減）、当期純利益は2百万円（前年同期比77.3%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

(石油事業)

SS事業部に於けるガソリンを中心とした燃料油の販売量は、原油コストの上昇により市況価格は上昇していますが、燃料油の販売量はエコカーの普及や消費者の買い控えにより減少しております。しかしながら当社は全社的なCS活動の取り組みにより前年を上回る販売実績を残す事に加え、油外商品販売の強化に取り組み、収益の確保に努めてまいりました。特に当社の強味である「洗車」「車検」「レンタカー」「钣金・リペア」のさらなる強化を目指し、積極的に取り組み収益を上げる事が出来ました。

石油商事事業部につきましては、燃料油の仕入価格および販売価格が上昇しましたが、お客様へのより一層のサービス向上に努めた結果、販売量は前年に比べ向上致しました。

これらの結果、石油事業におきましては、売上高22億74百万円（前年同

期比10.0%増)、営業利益42百万円(前年同期比22.7%増)となりました。

(専門店事業)

専門店事業であるサイクルショップ「コギー」におきましては、自転車業界での市場動向が厳しさを増す中、「競合店との差別化と足元商圈固め」をキーワードに、マーケティングを重視し、取扱い商品や新規ブランド契約の選定を積極的に行い、各店舗でコンセプト及びマーチャンダイジングの確立と顧客認知度の拡大に努めました。8月中旬以降の天候不順や10月の台風の影響による集客数の減少に苦しめられましたが、価格訴求により集客の最大化と購買促進を喚起し、利益の増強を目指しました。当事業年度の営業活動と致しましては、一般車からスポーツバイクへの乗換需要の獲得をテーマに、ファッション性や実用性の高い、商品を店頭で取り揃え、売上の増加に努めました。さらにスタッフの技術力の向上に取り組み、品質の向上に努め、メンテナンスの獲得も注力しました。集客面では、ホームページ上に商品のラインナップ情報やブログ案内、メール会員様限定のお得な商品情報の配信などによる集客活動を積極的に行いました。

また9月29日にオープンしましたトリエ京王調布店も売上・利益ともに順調に推移しており、東京・神奈川・埼玉で11店舗を運営する体制となりました。

これらの結果、専門店事業におきましては、売上高7億5百万円(前年同期比1.4%減)、営業利益7百万円(前年同期比67.9%減)となりました。今後につきましても、引き続きサイクルショップ「コギー」・「coggey」の認知性を高めながら、CS活動並びに、施策の精度を高め、売上と利益の拡大に努めて参ります。

(不動産事業)

不動産事業におきましては、巣鴨ダイヤビル及び川口ダイヤピアともに、引き続き満室となっており、安定した家賃収入を得ております。また不動産事業の強化を図ることから平成28年11月に開始しましたトランクルームの運営に関しましてはフル稼働には至っておりませんが、ほぼ計画どおりの契約状況であります。

その結果、売上高1億49百万円(前年同期比0.6%増)、営業利益84百万円(前年同期比6.6%増)となりました。

(各事業ごとの売上高)

事業	売上高	前期比	構成比
	百万円	%	%
石油事業	2,274	110.0	72.7
専門店事業	705	98.6	22.5
不動産事業	149	100.6	4.8
合計	3,129	106.8	100.0

2. 設備投資等および資金調達の状況

当期における設備投資の総額は、40百万円であります。その主なものは、コギートリエ京王調布店の内装工事、ららぽーと横浜店のリニューアル内装工事によるものです。これらの所要資金は、自己資金でまかないました。

3. 対処すべき課題

原油価格の動向や消費税率引き上げによる国内景気の動向等引続き不透明な状況が続くものと予想されるなか、当社においては、4つの基本方針を遵守し、以下のとおり営業利益の必達に全力を傾注してまいります。

<石油事業 サービスステーション事業部>

①「車検」、「洗車」、「タイヤ」、「リペア」などの油外商品販売の更なる強化と作業収益の確保に努める。

②CS活動を通し、安心してご利用頂けるサービスの提供を実現する。

<石油事業 石油商事事業部>

①適正口銭の確保および配送の効率化を図り、更なる収益改善を実現する。

②事業環境の変化に対応できる新しいビジネスモデルに取り組む。

<専門店事業>

①収益体質の改善と店舗コンセプトを明確にする。

②マーチャндаイジングの確立により、確実な収益確保に努める。

③徹底したCS活動を実行し、全スタッフの販売力を高める。

<不動産事業>

①巢鴨ダイヤビル、川口ダイヤピアの入居テナント様のニーズに応じたビル管理を実施する。

②トランクルームの早期満室化を目指す。

③安定した収益基盤を継続させる。

<管理部門>

- ①営業部との連携を強化し、予算の必達と安定した財務内容の継続をはかる。
- ②社内システムの運用精度を高め、経理・決算事務・店舗事務の改善、効率化をはかる。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 66 期 平成27年 3 月期	第 67 期 平成28年 3 月期	第 68 期 平成29年 3 月期	第69期(当期) 平成30年 3 月期
売 上 高 (百万円)	4,197	3,018	2,930	3,129
経 常 利 益 (百万円)	86	31	17	17
当 期 純 利 益 (百万円)	22	41	9	2
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	29.61	54.76	13.07	2.98
総 資 産 (百万円)	2,033	1,926	1,920	1,951
純 資 産 (百万円)	658	707	653	648

- (注) 1. 当社は、平成28年10月1日付で普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行っております。第66期の期首に当該併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 第66期は、省エネや燃料転換により需要が低迷し、売上高は減少したものの、適正価格での販売、配送費や人件費の削減に努め、ローコスト体質へ変換し、またCS活動とスタッフ教育を重視した結果、経常利益および当期純利益を計上したものであります。
3. 第67期は、石油事業は需要の低迷に加え原油価格の値下がりのため売上は減少したものの適正な口銭の確保や専門店事業のマーケティングを重視した取り組みが功を奏し、経常利益及び当期純利益を計上したものであります。
4. 第68期は、石油事業は需要の低迷により売上減少したものの油外商品販売の強化に取り組み、お客様へのより一層のサービスに努め、利益を確保いたしました。専門店事業はマーケティングを重視した取り組みやスタッフの技術力の向上、メールやブログの活用による積極的な集客活動が売上・利益向上に寄与いたしました。
5. 第69期(当期)の状況につきましては、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

5. 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

- 石 油 事 業…… サービスステーション等、石油製品の卸・直販の
経営・中古車販売および鋳金事業の経営
- 専 門 店 事 業…… サイクルショップ「コギー」の経営
- 不 動 産 事 業…… 賃貸用オフィスビルおよび店舗ビルの経営

6. 主要な事業所および店舗（平成30年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都 豊島区
サービスステーション	東京都豊島区など 8か所
サイクルショップ	神奈川県横浜市など 11か所
不動産賃貸ビル等	東京都豊島区など 3か所

7. 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男 性	44	0	38.7	9.9
女 性	2	△2	29.4	5.3
合計または平均	46	△2	37.0	9.4

- (注) 1. 従業員数には、嘱託社員（2名）および準社員（パートタイマー）などの臨時従業員は含めておりません。
2. 準社員（パートタイマー）などの臨時従業員の期末人数は39名（1日8時間換算）であります。

8. 主要な借入先および借入額（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社 三菱東京UFJ銀行	394
株式会社 商工組合中央金庫	203
巢鴨信用金庫	3

II. 会社の株式に関する事項

- 発行可能株式総数 2,000,000株
- 発行済株式の総数 720,908株（自己株式101,292株を除く）
- 株主数 656名（前期末比77名減）

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
森 猛	166,032	23.0
福松 博史	57,100	7.9
日本証券金融株式会社	38,900	5.4
東京海上日動火災保険株式会社	23,100	3.2
神谷 金吾	23,079	3.2
株式会社ユニ・ロッド	18,700	2.6
巣鴨信用金庫	16,000	2.2
松井証券株式会社	16,000	2.2
楊 耀宇	15,300	2.1
森 重明	13,153	1.8

（注）持株比率は、自己株式 101,292株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

会社における地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役 社 長（代表取締役）	阿 部 匡	
取 締 役 会 長	北 野 稔	
取 締 役	小 林 茂 和	
取 締 役	辻 角 智 之	
常 勤 監 査 役	菊 池 新 治	
監 査 役	伊 伏 正 貴	
監 査 役	小 林 由 紀	

- （注）1. 取締役のうち、小林茂和および辻角智之の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、伊伏正貴および小林由紀の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は監査役伊伏正貴氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役小林由紀氏は、税理士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結していません。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	4名	28,800千円
監査役	3名	8,400千円

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

・取締役 小林茂和氏

当事業年度に開催された18回全ての取締役会に出席し、弁護士としての経験と専門知識を有しており、客観的立場から当社の経営に対し、適切な発言を行っております。

・取締役 辻角智之氏

当事業年度に開催された18回全ての取締役会に出席し、弁護士としての経験と専門知識を有しており、客観的立場から当社の経営に対し、適切な発言を行っております。

・監査役 伊伏正貴氏

当事業年度に開催された18回のうち17回の取締役会および18回のうち17回の監査役会に出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

・監査役 小林由紀氏

当事業年度に開催された18回のうち17回の取締役会および18回のうち17回の監査役会に出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(2) 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額等 4名 7,200千円

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人薄衣佐吉事務所

2. 会計監査人の報酬の額

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 13,800千円 |
| (2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,800千円 |
- (注1) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- (注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結しておりません。

V. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、コンプライアンス全体を統轄する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、取締役および使用人が、企業理念および社内規程に則り、法令・定款および社会規範等を遵守することを周知・徹底する。
 - (2) またコンプライアンスの推進については、管理部が中心となり取締役および使用人に対して、階層別に必要な教育・研修等を定期的に行う。
 - (3) さらに業務執行部門から独立した内部監査室が、当社におけるコンプライアンスの状況を定期的に監査する。また内部監査室内に、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人が直接情報提供できるように、内部通報制度の窓口を設置する。
 - (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、不当な要求に対しては会社を挙げて組織的に対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 法令上保存を義務付けられている文書および重要な会議の議事録、稟議書、契約書ならびにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し適切に保管・管理を行う。
 - (2) 取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、リスク管理全体を統轄する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合においては、社長を本部長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置する。
 - (2) リスク管理活動については管理部が統括し、社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には企業集団が存在しないので該当事項はありません。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて当該使用人を置くものとする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人は、監査役会および監査役の指揮命令下でその業務を遂行し、またその人事に係る事項の決定は、監査役会の同意を必要とする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べることができる。
 - (2) 監査役は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることができる。
 - (3) 取締役および使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
 - (4) 内部監査室は、内部監査の実施状況およびその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査役会に報告するものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。
 - (2) 監査役は、必要に応じて弁護士、会計監査人その他の専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

会社体制の運用状況概要

当社は、上記「内部統制システムに関する基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、取締役会、経営会議を毎月開催し、問題事案の検討及び改善策、再発防止策の協議を行っております。また、情報セキュリティー強化のための対策を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	546,815	流動負債	789,881
現金及び預金	90,470	買掛金	184,244
受取手形	43,773	短期借入金	350,000
売掛金	230,195	一年以内返済予定長期借入金	33,982
商品	161,763	リース債務	1,678
貯蔵品	32	未払金	58,177
前渡金	725	未払費用	660
前払費用	12,124	未払法人税	8,532
繰延税金資産	2,019	未払消費税等	12,050
未収入金	7,765	前受金	10,245
その他	748	預り金	6,494
貸倒引当金	△2,803	修繕引当金	177
固定資産	1,404,564	厚生年金基金解散損失引当金	123,639
有形固定資産	1,284,570	固定負債	513,273
建築物	222,389	長期借入金	217,500
構築物	719	リース債務	4,735
機械装置	4,511	繰延税金負債	7,120
車両運搬具	289	再評価に係る繰延税金負債	195,644
工具器具備品	9,425	長期預り保証金	88,272
土地	1,041,133		
リース資産	5,938		
建設仮勘定	162	負債合計	1,303,155
無形固定資産	1,949	純資産の部	
ソフトウェア	944	株主資本	331,556
電話加入権	479	資本金	90,000
その他	525	資本剰余金	276,439
投資その他の資産	118,044	資本準備金	24,790
投資有価証券	3,545	その他資本剰余金	251,649
出資金	2,087	利益剰余金	53,687
破産更生債権等	36,673	その他利益剰余金	53,687
前払年金費用	29,136	繰越利益剰余金	53,687
差入保証金	80,123	自己株式	△88,569
長期貸付金	280	評価・換算差額等	316,668
その他	2,870	土地再評価差額金	316,668
貸倒引当金	△36,673	純資産合計	648,224
資産合計	1,951,380	負債・純資産合計	1,951,380

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,129,312
売 上 原 価		2,325,164
売 上 総 利 益		804,147
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		782,970
営 業 利 益		21,176
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	576	
受 取 保 険 金	460	
そ の 他	631	1,667
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,140	
支 払 手 数 料	1,500	
そ の 他	119	5,760
経 常 利 益		17,083
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		17,083
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,615	
法 人 税 等 調 整 額	6,320	14,936
当 期 純 利 益		2,147

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
平成29年4月1日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	58,748
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△7,209
当期純利益					2,147
事業年度中の 変動額合計					△5,061
平成30年3月31日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	53,687

	株 主 資 本		評価・換算 差額等	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	土地再評価 差額金	
平成29年4月1日残高	△88,569	336,618	316,668	653,286
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△7,209		△7,209
当期純利益		2,147		2,147
事業年度中の 変動額合計		△5,061		△5,061
平成30年3月31日残高	△88,569	331,556	316,668	648,224

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

石 油 事 業……総平均法。但し、油外商品については、最終仕入原価法

専 門 店 事 業

サイクルショップ……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、建物及び平成28年4月以降取得した建物附属設備、構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 5～50年

機械装置および車両運搬具 2～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。

無 形 固 定 資 産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用期間)

リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

修繕引当金……事業用施設の修繕に備えて、当事業年度末における修繕見積額を計上しております。

厚生年金基金解散……厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当事業年度における合理的な見積額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

売掛金	32,094千円
建物	176,565千円
土地	1,030,523千円
合計	1,239,183千円

担保に係る債務

買掛金	105,487千円
短期借入金	350,000千円
一年以内返済予定長期借入金	30,000千円
未払金	5,206千円
長期借入金	217,500千円
合計	708,193千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

769,876千円

3. 土地の再評価

当社は、「土地再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額より上回っている為、事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額の記載を行っておりません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度期末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	822,200	—	—	822,200
合計 (株)	822,200	—	—	822,200
自己株式				
普通株式 (株)	101,292	—	—	101,292
合計 (株)	101,292	—	—	101,292

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年 6月29日 定時株主総会	普通株式	7,209	利益剰余金	10	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

(2) 当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年 6月28日 定時株主総会	普通株式	7,209	利益剰余金	10	平成30年 3月31日	平成30年 6月29日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は税務上の繰越欠損金、減損損失の否認額、貸倒引当金の否認額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は前払年金費用否認額であります。

なお、繰延税金資産から評価性引当額を控除しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て非上場株式であります。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であり、一部長期借入金は変動金利であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	90,470	90,470	—
(2) 受取手形	43,773	43,773	—
(3) 売掛金	230,195		
貸倒引当金(※)2	△2,803		
	227,391	227,391	—
(4) 未収入金	7,765	7,765	—
(5) 破産更生債権等	36,673		
貸倒引当金(※)2	△36,673		
	—	—	—
(6) 買掛金	184,244	184,244	—
(7) 短期借入金	350,000	350,000	—
(8) 未払金	58,177	58,177	—
(9) 長期借入金(※)1	251,482	251,485	3

(※) 1 長期借入金の中には、一年以内返済予定長期借入金も含まれております。

2 売掛金および破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、並びに(4) 未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 破産更生債権等
破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としております。
- (6) 買掛金、(7) 短期借入金及び(8) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (9) 長期借入金
長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 投資有価証券(貸借対照表価額3,545千円)、出資金(貸借対照表価額2,087千円)、差入保証金(貸借対照表価額80,123千円)及び長期預り保証金(貸借対照表価額88,272千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記の表への記載を省略しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	165,020	211,355
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	710,226	721,259

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産調整報告書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員およびその近親者	阿部 匡	(被所有)直接0.01%	当社代表取締役債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)1	3,982千円	—	—
				当社仕入債務に対する被保証(注)2	110,693千円	—	—

(注) 1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役である阿部匡より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 当社は仕入債務に対して、代表取締役である阿部匡より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---------------|------|-----|
| 1. 1株当たり純資産額 | 899円 | 18銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円 | 98銭 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

ダイヤ通商株式会社
取締役会御中

監査法人 薄衣佐吉事務所

指定社員 公認会計士 河合 洋 明 ㊞

業務執行社員

指定社員 公認会計士 長谷部 健 太 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイヤ通商株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人薄衣佐吉事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

ダイヤ通商株式会社 監査役会

常勤監査役 菊池新治 (印)

社外監査役 伊伏正貴 (印)

社外監査役 小林由紀 (印)

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

ダイヤ通商株式会社
代表取締役社長 阿 部 匡

2. 議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第69期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針や財務体力、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があることを総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10円 配当総額 7,209,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の変更のため、新たに取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
きくち しんじ 菊池 新治 (昭和36年4月28日)	平成7年4月 株式会社ビジネス・エイト クリエーション入社取締役 平成16年6月 当社監査役就任 平成24年6月 当社監査役退任 平成27年6月 当社監査役就任	156株

- (注) 1. 菊池新治氏は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。
3. 菊池新治氏は会社経営者としての経験と専門知識を有しており、当社の持続的な成長と企業価値向上のために適切な人材と判断し、選任をお願いするものです。

第3号議案 監査役1名選任の件

菊池新治氏は、本総会終結時をもって監査役を辞任されますので改めてここに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
やまもと きよたけ 山本 清武 (昭和28年11月28日)	昭和56年4月 旭コンクリート工業株式 会社入社 昭和63年12月 株式会社ユニカフェ入社 平成22年4月 同社監査部長 平成27年1月 当社入社	—

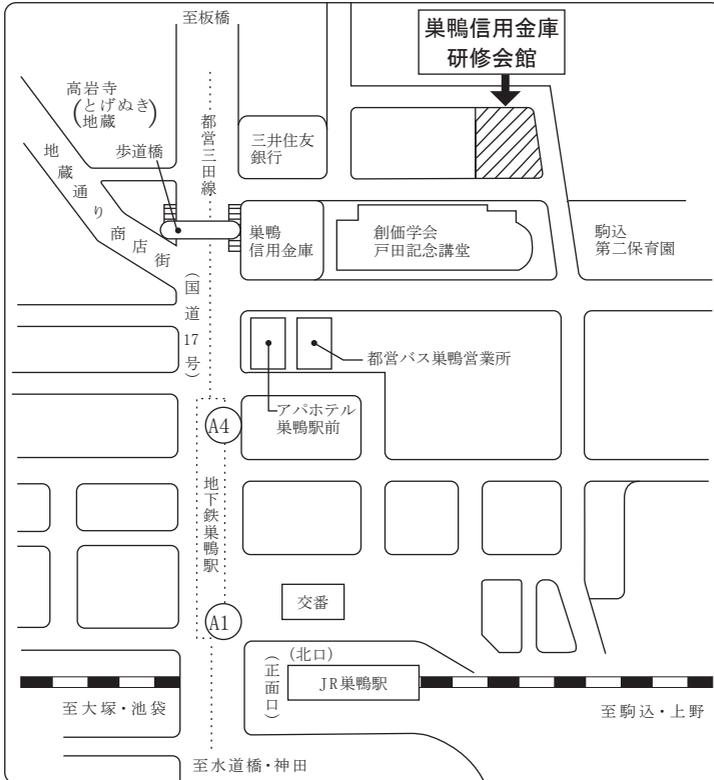
- (注) 1. 山本清武氏は新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社間に、特別な利害関係はありません。
3. 山本清武氏は経理および監査業務の経験と専門知識を有しており、当社の経営に対する適切な監督を行っていただけると判断し、選任をお願いするものです。

以上

株主総会会場ご案内

会 場 東京都豊島区巣鴨二丁目12番10号
巣鴨信用金庫研修会館 地下1階会議室

会 場 付 近 略 図



交通のご案内

JR山手線巣鴨駅 北口・正面口より徒歩5分

地下鉄都営三田線巣鴨駅A4出口より徒歩3分

A1出口より徒歩5分

お問い合わせ先 当社管理部 03 5977 1567

お願い：駐車場はございませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。